

令和3年(2021年)6月9日
土木部 公園みどり室
地域教育部 中央図書館

バリアフリー吹田市民会議 桃山公園と江坂公園の魅力向上事業について

「桃山公園と江坂公園の魅力向上事業」の事業公募において、公募資料に記載すべき内容等について、障がい福祉の観点から意見聴取するものです。

1 事業概要

本事業は、桃山公園と江坂公園（江坂図書館含む）のさらなる魅力向上を図るため、民間事業者の資金やノウハウを活用した再整備と管理運営を実施するものです。

2 事業手法と事業内容

再整備については、Park-PFI 制度を活用し、民間事業者が運営する収益施設の設置や、既存の公園施設の改修等を行います。管理運営については、指定管理者制度を活用し、民間事業者と連携した公園の管理運営を行います。これらの具体的な内容は、市が事業公募を実施し、複数の民間事業者から提案を受けて決定します。

3 市が民間事業者に提示する公募条件

市は、両公園の目標像となる「(資料2)公園の目指すべき姿」を策定しました。事業公募にあたっては、「公園の目指すべき姿」や様々な条件を記載した公募資料を民間事業者に提示します。

バリアフリーに関しては、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めた省令（都市公園移動等円滑化基準）^{*}、吹田市福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱の遵守を条件付ける予定です。

^{*}都市公園移動等円滑化基準では、12種類の公園施設（①園路及び広場、②屋根付広場、③休憩所、④野外劇場、⑤野外音楽堂、⑥駐車場、⑦便所、⑧水飲場、⑨手洗場、⑩管理事務所、⑪掲示板、⑫標識）について、改修時等における基準適合義務が規定されています。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年7月 事業公募の実施

令和3年12月 民間事業者の選定

令和4年4月 バリアフリー吹田市民会議の開催^{*}

令和4年7月 民間事業者による公園の再整備・管理運営の開始

^{*}工事設計に意見を反映するため、開催を再度依頼する予定です。